

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人神奈川大学
②設置大学名称	神奈川大学
③担当部署	企画政策部秘書課
④問合せ先	0 4 5 - 4 8 1 - 5 6 6 1 （代表） （内線） 2 2 7 6 hishoshitsu-sec@kanagawa-u. ac. jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 1 1 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 1 6 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kanagawa-u. ac. jp/aboutus/data/governance_code/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」の建学の精神に基づく人材を育成するよう努めている。建学の精神及び教育の目的については、公式ホームページや各種印刷物により受験生及び学生のみならず広く周知している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	神奈川大学は、建学の精神や理念に基づき、教育研究上の目的を定め、それらを具体化するための「神奈川大学の学士課程教育に関する基本方針（３つのポリシー）」を策定し、この方針を踏まえ、全学部・学科、研究科・専攻の方針を策定している。３つのポリシーをはじめ各種方針はホームページ、大学案内等で広く公表しており、学長・副学長や学部長等で構成する教学マネジメント全学委員会がこれを統括し、自己点検・評価に基づき教育の質向上に向けた検討を行っている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	神奈川大学学則第５条の２において、学長の役割を明確にしており、学長は同学則第１条に掲げる目的を達成するため、大学を代表し、校務をつかさどり、所属教職員を統督することを定めている。また、公式ホームページや「学園ニュースかながわ」など各種刊行物等において学長からのメッセージを掲載することで情報発信に努めている。同学則第５条の２第３項及び第５項において、副学長及び学長補佐の役割について規定し、学長を補佐する体制を構築している。 また、学部長の役割については同学則第５条の２第２項において規定し、学部に関する校務を適切に運営している。あわせて同学則第６条の２において教授会について規定し、教授会の役割等について明確にしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	本学の教育理念並びに各学部及び各研究科の教育目標に基づき、教員の自主的・自律的な日常的教育改善を実施する活動及びそれを支援するため、教員と職員とが協働し、本学学生の参画を得て、組織的な研修及び研究を実施するとして推進している。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学の目的及び理念並びに基本方針に基づき、体系的かつ組織的な教育研究体制を整備し、並びに教育研究活動の成果の適切な点検・評価の実施及び教育改善のための活動を推進することで、本学における教育の質保証及びその水準の向上をはかるため、教育支援センターを設置している。教育支援センターは、本学の目的及び理念に照らして、自らの教育研究活動等の状況について点検し、現状を正確に把握・認識した上でこれを評価し、その結果をもとに改善に努める活動を行う自己点検・評価全学委員会を組織し、教学マネジメント全学委員会と緊密に連携し PDCA を実行している。大学の管理運営及び教育研究に関する資質向上のための S D の取組みを強化することについて、中期計画（2024-2028）に掲げている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期的な計画の策定にあたっては、「知の拠点」にふさわしい教育組織の構築や、社会の変化に対応できる教育研究環境の向上を最重点項目として掲げている。これらを踏まえ、認証評価の結果も参考にしながら、5 年間の中期計画を編成している。 創立 100 周年に向けた「将来構想実行計画（2018-2028）」の集大成として、2024 年度から 2028 年度までの 5 ヶ年の計画を「中期計画（2024-2028）」として 2024 年 4 月に新たに策定した。 この策定にあたっては、大学、附属学校、基盤整備のそれぞれにおいて、前計画である「中期計画（2020-2024）」で未達成であった目標の継続や、大学認証評価基準、改正された私立学校法との関連を踏まえた中期目標を設定した。さらに、教育、研究、学生支援、社会貢献、人材育成、入学者受け入れなど、多角的な視点から全学的な目標を新たに策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画（2024-2028）の着実な実現を図るため、大学・附属学校・基盤整備のそれぞれにおいて、同計画に則した事業計画書および事業報告書を毎年度作成し、中期計画の進捗状況や財務状況を点検している。 その結果は学内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	正課・正課外問わず地域社会と連携した教育プログラムを通じた人材育成に努めている。またエクステンションセンターにおいて、子どもから大人まで幅広い世代を対象にニーズに応じた多彩な講座の開講・運営を行い、教育・研究活動の成果の社会への還元と学びの機会を提供し、地域の人材育成を図っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	学外諸機関との積極的な接続により地域社会への理解を深め、地域社会が有する諸課題の解決に向け本学の教育・研究活動の多様な成果を社会に還元するとともに、学内施設の活用、コミュニティ参加などを通じた地域のネットワーク形成等により、社会貢献・地域連携を推進している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	学長室のもとにダイバーシティ推進担当を配置し、ダイバーシティ推進室において学生や教職員に向けた啓蒙活動を行っている。性的少数者支援については、2024 年 4 月に策定した『性的マイノリティに関する神奈川大学の基本理念と対応ガイドライン』に基づき実施している。教育・学生支援部のもとに学生ケア・サポート課を置き、「なんでも相談コーナー」や「学生相談室」を主管することで「神奈川大学障がい学生支援に関するガイドライン」に基づいた合理的配慮に対応している。同じく教育・学生支援部のもとに国際課を置き、国際センターにおいて学生や教職員の国際交流に係る諸業務を推進している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	学外理事及び学外評議員の推薦に係る内規において、女性の割合を 3 割以上とするよう努めるよう記載している。理事や評議員への女性登用に配慮し、理事 4 名（総数 15 名）、評議員 7 名（総数 30 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成並びに理事長・理事・常務理事の職務を「寄附行為」に定め、明確にしている。理事選任のための理事選任機関を「寄附行為施行規則」に基づき設置し、「寄附行為」及び「寄附行為施行規則」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能としている。理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 法人の日常業務運営は、理事長及び常務理事（業務執行理事）等で構成される常務理事会で審議し、執行している。常務理事会の運営に関することは「寄附行為施行規則」に定め、適切に常務理事会の運営を行っている。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととしている。 理事会、評議員会及び常務理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会における報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有するほか、理事及び監事を対象とした研修会を開催している。新任理事に対しては、日本私立学校振興・共済事業団主催の研修会等、研修機会の提供に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、監事の過半数の合意によって、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。

実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「学校法人神奈川大学監事監査規程」を策定し、監査の種類・方法・対象と範囲及び計画等について明確化している。これに基づき年度の監事監査計画書を策定し、理事長に通知の上、監査を実施している。また、監事監査規程第 20 条において監査連絡会の設置を規定し、定期的に監事、会計監査人及び内部監査室の三者で、監査計画及び監査結果等を含む重要事項の連絡、意見交換及び情報交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事 3 名に対し、理事会に関わる事項を含む秘書的業務については秘書課がサポートを行い、監査等の業務については監事監査規程第 17 条に基づき内部監査室との連携を図ることにより必要な情報共有がなされている。 理事及び監事等役員向けの研修は秘書課にて実施しており、その他監事業務に関わる研修として、文部科学省主催の監事研修会だけでなく、一般社団法人大学監査協会の研究会議等、機会の提供に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定め明確にしている。評議員選任のための評議員選考委員会を「寄附行為施行規則」に基づき設置し、「寄附行為」及び「寄附行為施行規則」に従い、適切に評議員選任を行っている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及び常務理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「寄附行為施行規則」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会における報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有しているほか、評議員を対象とした研修会を開催している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	事象に応じた4種の危機管理マニュアルを策定し、教職員向け説明会などや訓練により内容の浸透を図っている。 事業継続計画については説明会による内容周知を図ると共に、計画の実行性を高めるための事業継続マネジメントに着手している。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人神奈川大学コンプライアンス推進規程」を制定し、学内各組織による法令等遵守への取り組みをより推進すべく体制を構築している。公益通報者保護法に基づき策定した「学校法人神奈川大学公益通報者の保護等に関する規程」及びその例により、通報体制を整え、通報者の保護を図るため、通報または相談の受付窓口を学内(法務部法務課)及び学外(本法人が指定する外部機関)へ設置する等、通報の取扱いに関する体制を構築している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学運営の透明性を高め、社会からの信頼を獲得するためには、情報公開の推進は重要な責務と捉えており、各部局が連携して情報公開方針を策定し、対象者（ステークホルダー）に向けて、ホームページやSNS等を活用し、効果的な情報の公開に努めている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報について公式ホームページ内「本学の情報」で公開している。また、法律上公開が定められていない情報についても、自らの判断により項目を定めて、積極的に公開している。さらに大学案内、みなとみらいキャンパス案内等冊子形態で刊行しているものもあり、対象者に配布されるほか、担当部局において閲覧に供している。なお、情報の公開にあたっては、解説を加えるなど、対象とするステークホルダーの理解を深めるよう工夫をしている。なお、財務報告においては、同情報公開サイト「本学の情報」内に財務諸表の意義や各勘定科目の内容等について説明した「学校法人会計の基礎知識」を掲載し、幅広いステークホルダーへの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明